

石川県国際化推進委員会設置要綱

第1 趣 旨

世界に開かれた地域づくりを目指すため、石川県が取り組むべき課題や施策について、専門的見地から意見を交換する場として、石川県国際化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

第2 構 成

- 1 推進委員会は、各界各層の有識者のなかから、知事が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 推進委員会は、特定の目的を達成するために、臨時の委員会を設置することができる。

第3 会 議

- 1 推進委員会は、知事が招集する。
- 2 座長は、知事が任命する。

第4 任 期

- 1 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、特定の目的を達成するために、任期が1年の委員を追加することができる。
- 2 知事は、その委嘱した委員が次のいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解嘱することができる。
 - (1) 心身の故障その他の事由により委員としての職務の執行ができないと認められるとき。
 - (2) 第5に定める職務上の義務違反があるとき。

第5 委員の遵守義務

- 1 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、その地位を利用して政治活動、営利活動又は宗教活動を行ってはならない。
- 3 委員は、推進委員会の会議においては、座長の指示に従い、議事の円滑な進行に協力しなければならない。

第6 事 務

推進委員会の事務局は、石川県文化観光スポーツ部国際交流課内に置くこととする。

第7 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 附 則
- この要綱は、平成10年10月9日から施行する。
 - この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 - この要綱は、平成21年2月5日から施行する。
 - この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 - この要綱は、平成27年3月16日から施行する。
 - この要綱は、令和6年4月1日から施行する。